

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【公開番号】特開2015-199227(P2015-199227A)

【公開日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-070

【出願番号】特願2014-78347(P2014-78347)

【国際特許分類】

B 41 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 41 J 2/175 1 6 5

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1壁面と、前記第1壁面に対向する第2壁面と、前記第1壁面と前記第2壁面との間の第3壁面と、前記第1壁面と前記第2壁面との間ににおいて前記第3壁面に隣り合う第4壁面と、を有し、前記第1壁面は液体が流通する液体供給口を有し、前記第2壁面は大気が流通する大気孔を有し、前記第4壁面は係合部を有している液体供給ユニットに装着可能な保護部材であって、

前記液体供給口を封止可能なキャップ部材と、

前記大気孔を封止可能なシール部材と、

を備え、

前記キャップ部材は、前記シール部材が接合される接合部を有する支持部を含み、

前記支持部は、前記保護部材が前記液体供給ユニットに装着されている状態において、前記第3壁面に対向する領域に設けられ、前記第1壁面から前記第2壁面に向かう方向に延びている柱状の支柱部を含み、

前記接合部は、前記支柱部の前記第2壁面側の端部に設けられ、

前記支持部は、前記液体供給ユニットから離れる方向への回動移動、または、前記第3壁面に沿った方向であって、前記液体供給ユニットから離れる方向へ直線移動するように構成されている、保護部材。

【請求項2】

請求項1に記載の保護部材であって、

前記キャップ部材は、

前記液体供給口を封止可能な封止部を有する封止壁部と、

前記支持部が設けられ、前記液体供給ユニットに装着された状態において前記液体供給ユニットの前記第4壁面に接触する端壁と、

前記封止壁部と前記端壁とを接続し、前記端壁が前記第4壁面から離れる方向へ回動移動するときの支点となる接続部と、

を備える、保護部材。

【請求項3】

請求項2に記載の保護部材であって、

前記キャップ部材は、

前記封止壁部に交差し、前記液体供給ユニットに装着された状態において前記液体供給ユニットの前記第3壁面と接触する第1側壁と、

前記封止壁部に交差し前記第1側壁に対向する第2側壁と、
を有し、

前記端壁と前記第1側壁とは第1の隙間を介して離間し、前記端壁と前記第2側壁とは第2の隙間を介して離間している、保護部材。

【請求項4】

請求項2または請求項3に記載の保護部材であって、
前記端壁は第1端壁であり、
前記キャップ部材は、前記封止壁部を挟んで前記第1端壁と対向する位置にある第2端壁を有し、

前記封止壁部に向かう方向に前記保護部材を平面視したときに、前記第1端壁から前記第2端壁に向かう方向において、前記支持部の前記接合部から前記第2端壁までの距離L_aと、前記接続部から前記第2端壁までの距離L_bとは、L_a > L_bの関係を満たす、保護部材。

【請求項5】

請求項2から請求項4のいずれか一項に記載の保護部材であって、
前記保護部材が前記液体供給ユニットに装着されている状態において、前記第3壁面に向かう方向に前記保護部材を平面視したときに、
前記端壁の回動の支点から前記接合部に向かう方向が前記封止壁部に対してなす角度は、70°～110°の範囲にある、保護部材。

【請求項6】

請求項5に記載の保護部材であって、
前記角度は、80°～100°の範囲にある、保護部材。

【請求項7】

請求項2から請求項6のいずれか一項に記載の保護部材であって、
前記端壁は、
前記係合部に係合する被係合部と、
前記被係合部および前記支持部の前記液体供給ユニットに対する位置を変化させるための操作部と、
を有する、保護部材。

【請求項8】

請求項7に記載の保護部材であって、
前記端壁に向かう方向に前記保護部材を平面視したときに、前記操作部は前記支持部に寄った位置に形成されている、保護部材。

【請求項9】

請求項7または請求項8に記載の保護部材であって、
前記接続部から前記操作部までの距離より前記接続部から前記接合部までの距離の方が長い、保護部材。

【請求項10】

請求項7から請求項9のいずれか一項に記載の保護部材であって、
前記保護部材が前記液体供給ユニットに装着される方向において、前記封止壁部から前記操作部までの距離は、前記封止壁部から前記被係合部までの距離より大きく、前記封止壁部から前記接合部までの距離より小さい、保護部材。

【請求項11】

請求項2記載の保護部材であって、
前記接続部は、ヒンジ構造によって前記端壁を回動させる、保護部材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、液体供給ユニット用の保護部材に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、上述の課題の少なくとも一部を解決するためになされたものであり、以下の形態として実現することが可能である。本発明の第1の形態は、第1壁面と、前記第1壁面に対向する第2壁面と、前記第1壁面と前記第2壁面との間の第3壁面と、前記第1壁面と前記第2壁面との間ににおいて前記第3壁面に隣り合う第4壁面と、を有し、前記第1壁面は液体が流通する液体供給口を有し、前記第2壁面は大気が流通する大気孔を有し、前記第4壁面は係合部を有している液体供給ユニットに装着可能な保護部材であって、前記液体供給口を封止可能なキャップ部材と；前記大気孔を封止可能なシール部材と；を備え、前記キャップ部材は、前記シール部材が接合される接合部を有する支持部を含み；前記支持部は、前記保護部材が前記液体供給ユニットに装着されている状態において、前記第3壁面に対向する領域に設けられ、前記第1壁面から前記第2壁面に向かう方向に伸びている柱状の支柱部を含み；前記接合部は、前記支柱部の前記第2壁面側の端部に設けられ；前記支持部は、前記液体供給ユニットから離れる方向への回動移動、または、前記第3壁面に沿った方向であって、前記液体供給ユニットから離れる方向へ直線移動するよう構成されている、保護部材として提供される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

[1] 本発明の一形態によれば、液体供給ユニットに装着可能な保護部材が提供される。液体供給ユニットは、第1壁面と、前記第1壁面に対向する第2壁面と、前記第1壁面と前記第2壁面との間の第3壁面と、前記第1壁面と前記第2壁面との間ににおいて前記第3壁面に隣り合う第4壁面と、を有して良い。また、前記第1壁面は液体が流通する液体供給口を有し、前記第2壁面は大気が流通する大気孔を有し、前記第4壁面は係合部を有して良い。この液体供給ユニットに装着可能な保護部材は、キャップ部材と、シール部材と、を備えて良い。前記キャップ部材は、前記液体供給口を封止可能であって良い。前記シール部材は、前記大気孔を封止可能であって良い。前記キャップ部材は、前記シール部材が接合される接合部を有する支持部を含むものであって良い。前記支持部の少なくとも一部は、前記保護部材が前記液体供給ユニットに装着されている状態において、前記第3壁面に対向する領域に設けられて良い。この形態の保護部材によれば、例えばユーザーがシール部材を剥離させた後に支持部を押すことによって容易にキャップ部材を外すことができるなど、液体供給ユニットから保護部材が取り外されるときに大気孔と液体供給口の封止状態の解除の順序が簡易な構成で規定される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

[4] 上記形態の保護部材において、前記端壁は第1端壁であり、前記キャップ部材は、前記封止壁部を挟んで前記第1端壁と対向する位置にある第2端壁を有し、前記封止壁部に向かう方向に前記保護部材を平面視したときに、前記第1端壁から前記第2端壁に向かう方向において、前記支持部の前記接合部から前記第2端壁までの距離 L_a と、前記接続部から前記第2端壁までの距離 L_b とは、 $L_a < L_b$ の関係を満たして良い。この形態の保護部材によれば、端壁の回動半径が小さく規定されるため、シール部材による端壁の回動移動の規制力が高められる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

[6] 上記形態の保護部材において、前記角度 θ は、 $80^\circ \sim 100^\circ$ の範囲にあって良い。この形態の保護部材によれば、支持部を介したシール部材による端壁の回動移動の規制力がより高められる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

[8] 上記形態の保護部材において、前記端壁に向かう方向に前記保護部材を平面視したときに、前記操作部は前記支持部に寄った位置に形成されていて良い。この形態の保護部材によれば、シール部材による支持部の移動の制限とともに操作部の動作も制限される。従って、液体供給ユニットからの保護部材の取り外しの際のユーザーの誤操作が抑制される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

[9] 上記形態の保護部材において、前記接続部から前記操作部までの距離より前記接続部から前記接合部までの距離の方が長くて良い。この形態の保護部材によれば、支持部を介したシール部材による端壁の回動移動の規制力が高められ、操作部の誤操作による液体供給口の封止状態の解除が抑制される。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

[10] 上記形態の保護部材において、前記保護部材が前記液体供給ユニットに装着される方向において、前記封止壁部から前記操作部までの距離は、前記封止壁部から前記被係合部までの距離より大きく、前記封止壁部から前記接合部までの距離より小さくて良い。この形態の保護部材によれば、操作部による係合状態の解除に必要な力よりもシール部材による端壁の回動移動の規制力の方が高められる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

第1と第2のインク保持部材131, 132は、液体を保持するための特性が異なる。具体的には、第2のインク保持部材132の細孔密度は第1のインク保持部材131の細孔密度よりも大きくされ、第2のインク保持部材132の毛管力が、第1のインク保持部材131よりも大きくされている。これによって、インク室111のインクがインク供給口112へと集まりやすくなっている。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0094

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0094】

第2実施形態の保護部材200Aによれば、カートリッジ100に装着された状態で支柱部232が矢印Yの逆方向に回動移動してしまうことが移動規制突起部237によって抑制される。従って、支柱部232に誤って外力が与えられて支柱部232が回動移動してしまい、フィルム部201が剥離してしまうことが抑制される。従って、保護部材200Aによるカートリッジ100の保護性が高められている。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0098

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0098】

C. 第3実施形態：

図16は、本発明の第3実施形態としての保護部材200Bの構成を示す概略左側面図である。第3実施形態の保護部材200Bは、接続部240が正面端壁部230の回動移動の支点として機能するヒンジ機構248を有している点以外は、第1実施形態の保護部材200とほぼ同じ構成を有している。第3実施形態の保護部材200Bは、別体として製造されたキャップ部220と正面端壁部230とが、接続部240のヒンジ構造であるヒンジ機構248を介して連結されている。第3実施形態の保護部材200Bによれば、ヒンジ機構248によって、正面端壁部230の回動移動の安定性が高められる。この他に、第3実施形態の保護部材200Bであれば、第1実施形態の保護部材200と対応する構成によって第1実施形態の保護部材200と同様な作用効果を奏することができる。